

次代を担う女性農業者の活躍サポート事業補助金交付事務取扱要領（令和4年6月23日付け技普第554号農政部長通知）の一部改正 様式 新旧対照表

改正後	現行	改正理由																								
<p>別記第1-1号様式（第3-1関係） [略]</p> <p>別記第1-2号様式（第2-1、第3-1関係）</p> <p style="text-align: center;">次代を担う女性農業者の活躍サポート事業実施計画書（実績報告）</p> <table border="1" data-bbox="139 604 1285 720"> <tr> <td style="width: 10%;">地域取組 主体名</td> <td></td> </tr> </table> <p>1. 農業分野への女性の登用に関する現状、目標及び取組計画（注1）</p> <table border="1" data-bbox="133 829 1285 1129"> <thead> <tr> <th></th> <th>指標</th> <th>現状値 (年度)</th> <th>目標値 (年度)</th> <th>目標達成に向けた計画にか かる資料の添付（注2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員会に 関する目標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>資料名：</td> </tr> <tr> <td>農業協同組合に 関する目標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>資料名：</td> </tr> <tr> <td>その他主な目標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>資料名：</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）実績報告においては表中の数値等を省略可とする。 （注2）都道府県における女性の登用に向けた具体的な取組内容がわかる資料名を記載（例：「〇〇 県男女共同参画基本計画」）し資料添付。</p> <p>2. 地域における女性活躍推進事業の事業実施体制</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div> <p>（注）実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。</p> <p>3. 事業実施方針</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div> <p>（注）本事業を受ける女性農業者等について、事業を通じてどのような成長を促し、地域リーダー等 への育成を支援していくのか等、本事業を実施する目的や方針を、可能な限り具体的に記載する こと。</p>	地域取組 主体名			指標	現状値 (年度)	目標値 (年度)	目標達成に向けた計画にか かる資料の添付（注2）	農業委員会に 関する目標				資料名：	農業協同組合に 関する目標				資料名：	その他主な目標				資料名：	<p>別記第1-1号様式（第3-1関係） [略]</p> <p>別記第1-2号様式（第2-1、第3-1関係）</p> <p style="text-align: center;">次代を担う女性農業者の活躍サポート事業実施計画書（実績報告）</p> <table border="1" data-bbox="1463 604 2608 720"> <tr> <td style="width: 10%;">地域取組 主体名</td> <td></td> </tr> </table> <p>1. 女性登用目標・取組計画 （注）女性農業者の登用促進に向けた目標、取組計画が明記された資料を添付して下さい。 ※実績報告時は別紙添付を省略可。</p> <p>2. 地域における女性活躍推進事業の実施体制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>実施体制や取組を委託する組織等があれば、その体制を記載</p> </div> <p>（注）事業における関係団体との連携等の実施体制について具体的に記載して下さい。</p> <p>[新設]</p>	地域取組 主体名		<p>国実施要綱 の改正に伴 う様式の変 更</p>
地域取組 主体名																										
	指標	現状値 (年度)	目標値 (年度)	目標達成に向けた計画にか かる資料の添付（注2）																						
農業委員会に 関する目標				資料名：																						
農業協同組合に 関する目標				資料名：																						
その他主な目標				資料名：																						
地域取組 主体名																										

4. 地域における女性活躍推進事業の取組内容

(1) 取組内容

① 女性が働きやすい環境の整備

ア 女性農業者の育児と農作業のサポート活動

・サポートの実施概要

地域取組主体名 ()

時期	実施内容	支援実施者数	利用女性農業者数	備考

(注) 取組内容を具体的に記載するとともに、必要に応じ、参考資料を添付してください。
また、複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載してください。

・託児スペースの設置のための軽微な改修

地域取組主体名 ()

設置完了時期	託児スペース設置場所	具体的な内容	数量	利用女性農業者数

(注) 取組内容を具体的に記載するとともに、必要に応じ、参考資料を添付してください。
また、複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載してください。

イ 家族経営協定の締結に向けた相談会の開催

地域取組主体名 ()

時期	具体的な内容	実施回数	参加人数(うち男性)	備考

(注) 取組内容を具体的に記載するとともに、必要に応じ、参考資料を添付してください。
また、複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載してください。

② 女性活躍の理解促進

地域取組主体名 ()

時期	具体的な内容	実施回数	参加人数(うち男性)	備考

(注) 取組内容を具体的に記載するとともに、必要に応じ、参考資料を添付してください。
また、複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載してください。

3 地域における女性活躍推進事業の取組内容

(1) 女性が働きやすい環境の整備

① 女性農業者の育児と農作業のサポート活動

【計画内容】

地域取組主体名 ()

時期	内容(対象者・方法等)	目標

(注) 1 「内容」欄には支援内容、対象者、実施方法等を、「目標」欄には事業を活用することによる登用促進に資する目標を、それぞれ具体的に記載し、必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付してください。

2 複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載して下さい。

② 家族経営協定の締結に向けた相談会の開催

【計画内容】

地域取組主体名 ()

時期	内容(対象者・方法等)	目標

(注) 1 「内容」欄には支援内容、対象者、実施方法等を、「目標」欄には事業を活用することによる登用促進に資する目標を、それぞれ具体的に記載し、必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付してください。

2 複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載して下さい。

(2) 女性活躍の理解促進

【計画内容】

地域取組主体名 ()

時期	内容(対象者・方法等)	目標

(注) 1 「内容」欄には支援内容、対象者、実施方法等を、「目標」欄には事業を活用することによる登用促進に資する目標を、それぞれ具体的に記載し、必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付してください。

2 複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載して下さい。

③ 地域の女性農業者グループの活動推進

地域取組主体名 ()

時期	具体的な内容	実施回数	参加女性農業者数	備考

(注) 取組内容を具体的に記載するとともに、必要に応じ、参考資料を添付してください。
また、複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載してください。

④ 女性リーダー育成

地域取組主体名 ()

時期	具体的な内容	実施回数	参加女性農業者数	備考

(注1) 取組内容を具体的に記載するとともに、必要に応じ、参考資料を添付してください。
また、複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載してください。
(注2) 「女性リーダー育成」を本事業によらず都道府県において独自に実施する場合は、以下にチェックの上、都道府県の独自の「女性リーダー育成」の取組内容等がわかる資料を添付してください。

(2) 経費の内訳

実施メニュー	事業費 (円)	国費の内訳 (円)		備考
		国費 (円)		
女性農業者の育児と農作業のサポート活動				
家族経営協定の締結に向けた相談会				
女性活躍の理解促進				
地域の女性農業者グループの活動推進				
女性リーダー育成				
合計				

(注) 別添として、取組毎の必要経費等の積算の考え方を提出してください。また、要望調査の時点で分かる範囲にて、地域事業の実施主体に関する組織概要(定款、協議会規定等)、使用を想定している会場の料金表、外部委託の内容・見積額の根拠書類などを添えて提出してください。

(3) 地域の女性農業者グループの活動推進

【計画内容】

地域取組主体名 ()

時期	内容(対象者・方法等)	目標

(注) 1 「内容」欄には支援内容、対象者、実施方法等を、「目標」欄には事業を活用することによる登用促進に資する目標を、それぞれ具体的に記載し、必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付してください。
2 複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載して下さい。

(4) 女性リーダー育成

【計画内容】

地域取組主体名 ()

時期	内容(対象者・方法等)	目標

(注) 1 「内容」欄には支援内容、対象者、実施方法等を、「目標」欄には事業を活用することによる登用促進に資する目標を、それぞれ具体的に記載し、必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付してください。
リーダー育成研修については取組が必須です。都道府県が独自に実施する場合は、必ず計画の詳細等を記載した資料を添付してください。
2 複数の地域取組主体が事業を行う場合は、地域取組主体ごとに記載して下さい。

[新設]

別記第 2 号様式（第 2 - 2 関係）～ 別記第 4 号様式（第 6 - 2 関係）

[略]

別記第 2 号様式（第 2 - 2 関係）～ 別記第 4 号様式（第 6 - 2 関係）

[略]

別記第5号様式（第7-1関係）

（記号）第 号指令

（地域取組主体名）

年 月 日申請の次代を担う女性農業者の活躍サポート事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印
（ 総合振興局長（振興局長））

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称、経費、補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	取組内容	金額	金額	
次代を担う女性農業者の活躍サポート事業		円	円	年 月 日
合計				

2 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、次代を担う女性農業者の活躍サポート事業補助金交付事務取扱要領（令和4年6月23日付け技普第554号農政部長決定。以下「事務取扱要領」という。）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

3 次のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。

ア 取組内容の新設又は廃止

イ 地域取組主体の変更

ウ 補助対象経費の30%を超える増又は補助金額の増

エ 補助対象経費又は補助金額の30%を超える減

4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。

5 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知

別記第5号様式（第7-1関係）

（記号）第 号指令

（地域取組主体名）

年 月 日申請の次代を担う女性農業者の活躍サポート事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印
（ 総合振興局長（振興局長））

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称、経費、補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	取組内容	金額	金額	
次代を担う女性農業者の活躍サポート事業		円	円	年 月 日
合計				

2 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、次代を担う女性農業者の活躍サポート事業補助金交付事務取扱要領（令和4年6月23日付け技普第554号農政部長決定。以下、「事務取扱要領」という。）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

3 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。

ア 取組内容の新設又は廃止

[新設]

イ 補助対象経費の30%を超える増又は補助金額の増

ウ 補助対象経費又は補助金額の30%を超える減

4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。

5 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知

国実施要綱改正に伴う補助金交付決定の遵守事項及び実績報告期限の変更

<p>事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その指示を受けなければなりません。</p> <p>6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。</p> <p>7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。</p> <p>8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。</p> <p>9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。</p> <p>10 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。</p> <p>11 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第15号様式により指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。</p> <p>12 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は交付決定に係る年度の <u>3月4日</u> までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。</p> <p>13 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。</p> <p>14 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、事務取扱要領別記第7号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。</p> <p>また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であってもその状況等について、当該補助金の額の確定の日の属する年度の翌年6月30日までに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は</p>	<p>事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その指示を受けなければなりません。</p> <p>6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。</p> <p>7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。</p> <p>8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。</p> <p>9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。</p> <p>10 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。</p> <p>11 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第15号様式により指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。</p> <p>12 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は交付決定に係る年度の <u>2月14日</u> までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。</p> <p>13 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。</p> <p>14 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、事務取扱要領別記第7号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。</p> <p>また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であってもその状況等について、当該補助金の額の確定の日の属する年度の翌年6月30日までに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は</p>
---	--

速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

15 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。

16 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

17 前項の財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。

18 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その承認を受けなければなりません。

19 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

(1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

(2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

(3) 補助事業に関して不正に他の補助金（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

20 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

21 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

22 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

15 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。

16 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

17 前項の財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。

18 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その承認を受けなければなりません。

19 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

(1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

(2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

(3) 補助事業に関して不正に他の補助金（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

20 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

21 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

22 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

23 補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

(部 課 係)

別記第6-1号様式(第7-1関係)～別記第18号様式(第16-5関係)

[略]

23 補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

(部 課 係)

別記第6-1号様式(第7-1関係)～別記第18号様式(第16-5関係)

[略]